

地域ささえあいプラン

加須市地域福祉計画(第3次)・地域福祉活動計画(第2次)

[令和4年度～令和8年度]

～ともに生き、ともに支え合うまち

かぞへ



令和5年2月

加須市・(社福)加須市社会福祉協議会

計画策定の趣旨

平成29年3月、加須市と加須市社会福祉協議会は、様々な福祉課題などに対応した包括的な取組の推進を図るため、「加須市地域福祉計画（第2次）・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、計画の基本理念「ともに生き、ともに支え合うまち かぞ」に基づき様々な取組を進めてきました。

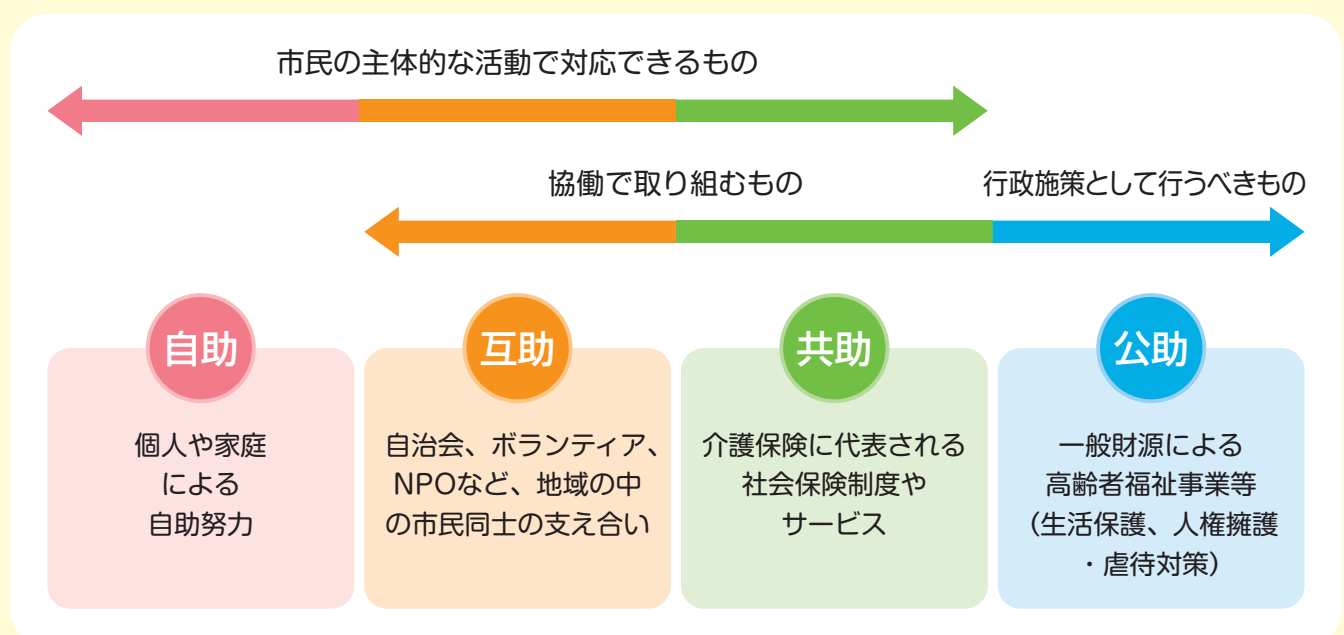
また、令和3年2月には、本市が直面する課題の解決はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応した、これからの10年・20年を見据えたまちづくりの指針となる「第2次加須市総合振興計画」を策定しました。

本計画は、「加須市地域福祉計画（第2次）・地域福祉活動計画」が令和3年度をもって計画期間の満了となることから、その進捗状況を検証し、課題を抽出するとともに、近年の社会情勢の変化などを踏まえながら、新たに令和4年度を初年度とする「加須市地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）」を一体的に策定するとともに、「加須市再犯防止推進計画」「加須市成年後見制度利用促進基本計画」を含めた計画とし、市民と行政が協働して地域で助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すものです。

地域福祉について

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、自分でできることは自分で行う「自助」、市民同士で支え合う「互助・共助」、行政が取り組む「公助」、これらが互いに補い合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められています。



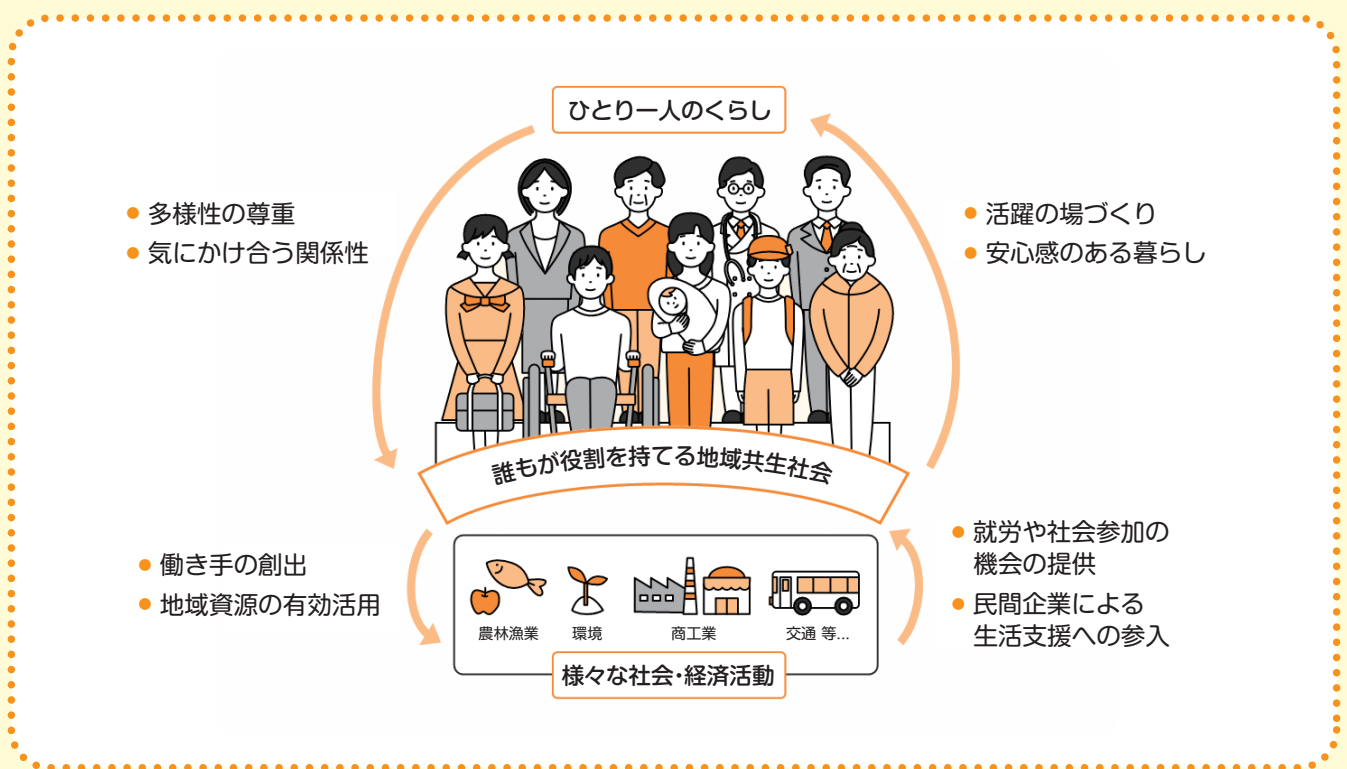
●● 地域共生社会について

本市では、明るく希望に満ちた未来を切り拓いていくため、「絆」を原動力とした市民と行政との協働によるまちづくりを推進しています。

こうした中、少子化に伴う人口減少・高齢化の著しい進展をはじめ、世帯構成や生活様式の多様化、近所付き合いなど地域におけるコミュニケーションの希薄化などに加え、8050問題やひきこもりや社会的孤立等、現行の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題などが顕在化しています。

地域を取り巻く状況はますます多様化、複雑化する中、将来に向け住み良いまちづくりを進めていくためには、市民と行政との協働によるまちづくりをさらに推進していく必要があります。

こうした取り組みを進め、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と福祉サービスの制度や内容が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより



●● 計画の位置づけ

(1) 第2次加須市総合振興計画との関連

この計画は、市政運営の基本方針を定めた最上位計画である総合振興計画（第2次加須市総合振興計画）の部門計画としての性格を持っています。

また、本計画はSDGsの理念を取り入れ、計画を推進していきます。

(2) 地域福祉計画について

地域福祉計画（市町村地域福祉計画）は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である市民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画であり、社会福祉法の改正により、策定が努力義務とされるとともに、福祉の各分野における計画の上位計画として位置づけられました。

子ども、高齢者、障がい者等、対象ごとに策定される計画もありますが、地域福祉計画は、「地域」という視点でこれらの多分野にわたる福祉に共通する課題を整理し、市全体の福祉施策の理念や仕組みを定めます。

(3) 地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

加須市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と、加須市が策定する地域福祉計画は、ともに市民参加を通じて本市の地域福祉の推進を図るといった共通の目的のもと、互いに協働連携し合う関係にあります。

◆ 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に明記されているとおり、市民、ボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関などの参加・協力を得て、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進める代表的な民間団体であり、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、社会福祉活動の推進における重要な基盤のひとつとなっています。



●● 基本理念

ともに生き、ともに支え合うまち かぞ

本計画では加須市地域福祉計画（第2次）・地域福祉活動計画の基本理念を引き継ぎながら、「絆」を原動力とした市民と行政との協働をさらに推進することにより、地域のあらゆる市民が役割を持ち、地域で支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。



●● 基本目標

基本目標 1

地域共生社会の推進

～地域を支える組織づくりとネットワーク～

ともに支え合い、助け合える地域共生社会の実現に向けて、理解の普及・啓発を図ります。

また、自治協力団体をはじめとする地域の様々な活動主体と連携するとともに、本市独自の地域の支え合いの仕組みである「地域ブロンズ会議」の設置や活動推進など、市民と行政との協働の仕組みを活かし、地域コミュニティの活性化を図ります。

さらには、高齢分野だけでなく、既存の様々なネットワークを活かしながら、障がい、子ども、生活困窮、保健・医療、教育などの様々な分野をつなぐ横断的・重層的な相談及び支援体制の構築に取り組み、市民がともに地域を支え合う仕組みづくりを推進します。

市民・地域の役割と取組

基本施策1 地域共生社会の意識啓発

- 地域共生社会について理解を深めます。
- 誰もが「支え手」となれることを意識して、できることから取り組みます。

基本施策2 地域コミュニティの育成

- 日頃からあいさつや声かけを行い、みんなで見守ります。
- 自治協力団体に加入し、地域の課題に取り組みます。
- サロン等の活動に参加し、交流や情報交換をします。

基本施策3 地域を支え合う仕組みづくり

- 一人で問題を抱えないで、誰かに相談します。また、身近に問題を抱えている人がいれば、相談するようながします。
- 地域で新しい交流機会を見つけて、積極的に参加します。

基本目標 2

地域福祉活動の推進 ～人づくりと担い手の育成～

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深め、福祉を我が事として身近に感じ、実践できる環境づくりが大切です。そのため、地域福祉に関する啓発や生涯学習活動等を通じて、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域の様々な知識や経験・技能をもった人材を地域福祉の活動に活かすことができるよう、ボランティア活動のきっかけをつくるとともに、各種団体と連携し、担い手の育成や団体活動への支援を行います。

さらには、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員等、地域の福祉活動の核となる団体等への支援を推進します。

市民・地域の役割と取組

基本施策1 地域福祉の意識の向上

- 自治協力団体やボランティアに、可能な限り参加します。
- 生涯学習や地域活動の情報収集・活用に取り組みます。

基本施策2 地域の担い手の育成

- 幼少期からの福祉教育に積極的に参加します。
- 地域活動へ積極的に参加します。

基本施策3 社会福祉法人等への支援

- 社会福祉協議会活動への理解を深め、参加しましょう。
- 民生委員・児童委員活動への理解を深め、協力しましょう。



基本目標 3

いきいきと健康で暮らせるまちづくりの推進 ～健康寿命の延伸に向けた取組の充実～

いつまでも健やかでいきいきと暮らせるまちづくりに向けて、健康づくりの普及・啓発を図るとともに、市民の様々な価値観やライフスタイルに応じた健康づくりの機会づくりを推進します。また、地域の医療・保健・福祉の関係機関等との連携を強化し、市民が安心できる体制づくりを目指します。

さらに、新型コロナウイルス感染症などの予防や拡大を防ぐためには、「新しい生活様式」のもとで、安心して生活を続けられるよう必要な支援を行います。

そして、障がいの有無等に関わらず、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進し、市民の健康保持・増進を図ります。

さらには、必要なサービスが適切に提供されるよう、関係団体・機関等と連携し、利用者サービスの向上を図ります。

市民・地域の役割と取組

基本施策1 健康づくりの支援

- 生活習慣を見直し、日常に適度な運動を取り入れるなど、健康管理に気をつけます。
- 住民同士の交流など、心身のリフレッシュに取り組みます。

基本施策2 地域医療・保健・福祉の体制強化

- 疾病予防、介護予防などについて学び、取り組みます。
- サロン活動等への参加を促し、市民の交流を図ります。

基本施策3 スポーツ・レクリエーションの推進

- 地域で行われている健康づくり・生きがい活動に家族や知り合い、友人と誘い合って参加します。
- 地域で取り組めることから健康づくりを実施します。

基本施策4 高齢者、障がい者、子育て支援サービス等の充実

- 普段から、福祉サービスの利用等についてわからないことは、市や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談します。
- 地域の中で、身近な相談窓口について情報交換を行います。



基本目標 4

ともに助け合う安心な地域づくりの推進 ～安全で安心な地域づくり～

支援を必要とする方からの各種相談に対応し、経済的支援や自立促進など、個々に対する適切な支援を図るとともに、虐待防止に向けて、関係機関との連携強化を図ります。

また、施設・設備のバリアフリー化や災害時要援護者への支援体制強化をはじめ、移動交通手段の確保など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたハード・ソフト両面からの安心できるまちづくりを推進します。

そして、見守り活動をはじめ、地域における防災、防犯、交通安全対策を推進し、住民同士の顔が見える関係をつくるための支援を行うほか、再犯防止に向けた適切な支援にも取り組みます。

さらには、成年後見制度について周知するとともに、その利用促進に努めるなど、誰もが社会の中で、安心して暮らしを築けるまちづくりに向けた支援の充実を図ります。

市民・地域の役割と取組

基本施策1 支援を必要とする方の把握と支援

- 高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげます。
- 地域での見守りや声かけなどを行います。

基本施策2 防災・防犯体制・交通安全対策の推進

- 「自分達の地域は自分達で守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に積極的に参加します。
- 防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加します。

基本施策3 ユニバーサルデザインの推進

- 点字ブロックをふさがないなど、普段の生活の中で気を付けます。
- 手話の養成講座等に参加します。



基本施策4 安定した生活を送るための支援の充実（加須市再犯防止推進計画）

- 地域で孤立している人に対し、支援機関への相談を呼びかけます。
- 犯罪をした人の社会復帰の大切さを理解し、日常生活や職務等を通じて、できる形での支援を行います。

基本施策5 成年後見制度の利用促進（加須市成年後見制度利用促進基本計画）

- 成年後見制度についての理解を深めます。
- 支援が必要な人を関係機関等につなぎます。

加須市地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）【概要版】

発行：令和5年2月

編集：加須市 福祉部 地域福祉課

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1

TEL 0480-62-1111（代表）

URL <https://www.city.kazo.lg.jp/>

（社福）加須市社会福祉協議会

〒347-0033 加須市下高柳1932番地1

TEL 0480-62-6451

URL <http://www2.kazosyakyo.jp/>